

議案第 48 号

専決処分の承認を求めることについて

下記事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、平成 31 年 3 月 29 日専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和元年 6 月 5 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

記

東京都板橋区特別区税条例の一部を改正する条例

東京都板橋区特別区税条例（昭和 39 年板橋区条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条の 2 第 1 項中「においては」を「には」に、「同項第 1 号に掲げる寄附金」を「同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第 2 項中「第 314 条の 7 第 2 項」を「第 314 条の 7 第 1 項」に改める。

付則第 3 条の 5 の 2 第 1 項中「平成 43 年度」を「平成 45 年度」に、「附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項」を「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」に、「同条第 9 項」を「同条第 7 項」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第 2 項とする。

付則第 3 条の 6 中「第 314 条の 7 第 2 項第 2 号」を「第 314 条の 7 第 1 項第 2 号」に改める。

付則第 5 条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第 1 項中「によつて」を「により」に、「第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金」を「第 314 条の 7 第 2 項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄

附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第３項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第２項及び第３項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

付則第５条の２中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

付則第６条第１項中「法附則第３０条第１項」を「平成１８年３月３１日までに初めて道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第６０条第１項後段の規定による車両番号の指定（次項から第４項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第３０条第１項」に、「当該軽自動車」が初めて道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第６０条第１項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して１４年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成３１年度分」に改め、同条第２項から第４項までを削り、同条第５項中「附則第３０条第６項第１号及び第２号」を「附則第３０条第２項第１号及び第２号」に、「第２項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第１項第２号ア	３，９００円	１，０００円
	６，９００円	１，８００円
	１０，８００円	２，７００円
	３，８００円	１，０００円
	５，０００円	１，３００円

付則第６条第５項を同条第２項とし、同条第６項中「附則第３０条第７項第１号及び第２号」を「附則第３０条第３項第１号及び第２号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「第３項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第１項第２号ア	３，９００円	２，０００円
---------	--------	--------

	6, 900円	3, 500円
	10, 800円	5, 400円
	3, 800円	1, 900円
	5, 000円	2, 500円

付則第6条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第1項第2号ア	3, 900円	3, 000円
	6, 900円	5, 200円
	10, 800円	8, 100円
	3, 800円	2, 900円
	5, 000円	3, 800円

付則第6条第7項を同条第4項とし、同条第8項中「第7項」を「第4項」に改め、同項を同条第5項とする。

付則第6条の2第1項中「第8項」を「第5項」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第19条の2の改正規定並びに付則第3条の6、付則第5条及び付則第5条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定は、平成31年6月1日から施行する。

(特別区民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の東京都板橋区特別区税条例（以下「新条例」という。）の規定中特別区民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の特別区民税について適用し、平成30年度分までの特別区民税については、なお従前の例による。

2 新条例第19条の2並びに付則第3条の6及び付則第5条の2の規

定は、平成 3 2 年度以後の年度分の特別区民税について適用し、平成 3 1 年度分までの特別区民税については、なお従前の例による。

- 3 新条例第 1 9 条の 2 第 1 項及び付則第 5 条の 2 の規定の適用については、平成 3 2 年度分の特別区民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 1 9 条の 2 第 1 項	特例控除対象 寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第 1 項第 1 号に掲げる寄附金（平成 3 1 年 6 月 1 日前に支出したものに限る。）
付則第 5 条の 2	特例控除対象 寄附金	特例控除対象寄附金又は法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金（平成 3 1 年 6 月 1 日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は東京都板橋区特別区税条例の一部を改正する条例（平成 3 1 年板橋区条例第 2 2 号）付則第 2 条第 4 項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例の規定による改正前の東京都板橋区特別区税条例付則第 5 条第 3 項の規定による同条第 1 項に規定する申告特例通知書の送付

- 4 新条例付則第 5 条第 1 項から第 3 項までの規定は、特別区民税の所得割の納税義務者が前条ただし書に規定する規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成 3 1 年法律第 2 号。以下この項において「改正法」という。）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 3 1 4 条の 7 第 2 項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、特別区民税の所得割の納税

義務者が同日前に支出した改正法第 1 条の規定による改正前の地方税法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 3 条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成 3 1 年度分の軽自動車税について適用し、平成 3 0 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(説明)

地方税法等の改正に伴い、住宅借入金等特別税額控除の拡充及び軽自動車税の賦課の特例について定め、寄附金税額控除の要件を改めるほか、所要の規定整備をする必要があった。